

不調に終わる一方、EECの鶏肉課徴金引上げに対し米国が報復的関税引上げの挙に出るなど、米国とEECとの接近はなおかなり難航している。

一方昨秋来騰勢を続けてきた国際原料品市況は、6月に上昇頭打ちのあと、7月にはわずかながら低落をみせるに至った。このように国際原料品市況が軟化を示したのは、昨夏来約1年ぶりのことである。これは、従来騰勢の主役を演じてきた砂糖が投機筋の思惑買いの鎮静から6月来続落を示したことのほか、7月にはいり繊維原料、食料がほとんど軒並みに軟化をみせたためである。もっとも、工業原料については、ゴムの低迷を除けば亜鉛、鉛が米国自動車生産の好調を映し引き続き強調を維持しているほか、すず、油脂原料のコプラなどもなお堅調を保っている。

中ソの貿易は昨年も2割に近い激減を示し、3年前のピーク時の3分の1の規模に縮小した。これは主として両国の論争激化に起因するものであるが、先月開かれた中ソ会談が事実上決裂したことからみても、両国の貿易は先細りとの観測が強まっている。かかる事情から、中共は今後ますます自由諸国との貿易打開に努力するものと予想される。一方ソ連も核禁止条約調印後の東西冷戦緩和の気運に乘じ、東西貿易拡大政策をさらに積極的に推進するものとみられ、今後の東西貿易をめぐる動きは、わが国にとっても注目を要しよう。

EECの中期経済政策

EEC委員会は7月末、理事会に対してEECの中期経済政策に関する勧告を行なった。これは委員会が昨年10月発表した「第2段階の行動計画に関する覚書き」のなかの「経済政策の中期プログラム作成」に関する構想を若干緩和したうえその行動方針を正式に理事会に対して勧告したものである。この中期経済政策に関する勧告は、6月末に行なわれた金融政策協調に関する提案とともに行動計画具体化の重要な一環をなしている。

勧告の内容

(1) EEC委員会はエコノミストのグループに委嘱して1970年までのEEC諸国の経済予測を行なわせる。

(2) 6か国およびEEC委員会の高官(それぞれ2名ずつ)からなる「中期経済政策委員会」を設置し、同委員会は上記の経済予測に基づき、1966年から70年に至る5年間のEEC全体としての経済政策のProgrammeを作成する。

(3) このProgrammeは加盟国に対し強制力をもつものではなく、加盟国の政府および企業の行動の一つの参考(un cadre de référence)たる性格を持つ。

(4) またProgrammeは固定したものではなく、同委員会は毎年検討を行ない、必要と認めた場合は修正を加える。

(5) 同委員会は期間中の加盟国の経済政策およびそれとProgrammeとの齟合性を検討し、加盟国の経済発展とProgrammeで予想した見通しとの間に懸隔が生じた場合はその原因を分析する。

その背景

今回この委員会勧告が行なわれた背景には、EECの発展に伴う最近の複雑な内部事情があることを見のがせない。すなわち、さる1月末のブリュッセル交渉決裂以来、理事会においては重要事項に関してみるべき前進がほとんど行なわれていないといつても過言ではない。これは直接にはフランスとその他5か国との対立が表面化したことによるが、より根本的にはEECの統合化政策の対象が関税のみならず広く経済政策全般に及んできたことが原因である。EECも発足以来6年を経過して、域内共通関税引下げ率は工業製品につき60%、農産品につき45%に達し、関税同盟形成へのプロセスはきわめて順調に進んでいるが、これに伴いEEC委員会を中心とした関係者の関心は関税同盟を一步進めた経済同盟への発展に移ってきた。もとより経済同盟は関税以外の諸分野における共通政策の確立によりはじめて可能となるが、経済政策のなかでもとくに国内的利害と密接

につながる農業政策、財政金融政策などの分野に統合局面の焦点が移るに及んで、困難はそれだけ大きくなっている。6月の理事会において穀物価格の積極的引下げが不成功に終わったことはその端的な現われであろう。

今回の委員会勧告は、最近におけるこのような EEC 統合化政策の停滞状態を打開するために委員会としては、昨年秋意志表示を行なった「行動計画」の具体化促進を理事会に対し強く要請する以外にとるべき道はないとの意識が背景となっているものと考えられる。さらにより切実な動機として、近年欧州諸国で程度の差こそあれ一般的傾向となっているインフレに対処するためには、金融政策のみならず一般経済政策面における協調を一段と推進することが急務となってきたとの判断があることは見のがせない。

勧告の意義

本提案のねらいは以上から明らかなように何よりも EEC 加盟国間における政策の協調であり、その具体的方法論の提案とみなされる。対象期間を 5 年間としたのは、持続的な安定成長実現のためににはこの程度の中期経済展望が示されることは必要とされたものである。

昨年秋「行動計画」が発表された際、中期経済プログラム作成に関する部分は通貨同盟のアイデアと並んで最も批判が大きく、とくに自由主義経済を標榜する西ドイツから強い反論が表明された。こうした事情にかんがみ、今回の勧告では意識的に「プログラムの作成」(Programmation)という用語を避けている。また内容的にも、「行動計画」で云う中期プログラムとは政府や企業の行動指針となるようなフレームワークであり、究極的には共同体 1 本の確定プログラム(Plan consolidé)の作成を目的としたフランス式のいわゆる誘導経済的アイデアと解されるが、今回の勧告ではさらに計画的色彩が弱まっており、加盟各国の経済政策に対しての総合調整的色彩が前面にでている。

以上のように本勧告は、共通の Programme 作成を提唱するもので Programme 自体を明らかに

したものではない以上、政策協調の大よその方向づけが与えられたにすぎないともいえよう。またこれは委員会の理事会に対する勧告であり、理事会における正式決定をみるまではかなりの曲折が予想される。

最近の東南ア諸国の外貨事情

外貨事情年初来やや改善

ここ 2 年間減勢を続けていた東南ア諸国の外貨準備高は、本年にはいりやや増加をみせている。すなわち、第 1 表に示すように、インドが 131 百万ドル増加したほか、パキスタン、台湾も 50 百万ドル前後の増加をみせ、逆に減少した国は韓国、ビルマの 2 国にとどまるなど、主要 10 か国(インドネシアを除く)合計では、年初来 242 百万ドルの増加(前年同期は 46 百万ドルの減)となった。

このように、外貨事情がやや改善を示すに至ったのは、第 1 に、輸出が砂糖、コプラなど一部商

(第 1 表)

東南ア 11 か国の外貨準備高

(単位・百万ドル)

	年中増減(△)額			1963年残高 (最近月末)	1955年 末残高
	1961年	1962年	1963年 最近月まで		
イ　ン　ド	△ 5	△153	131	(5月) 643	1,866
パ　キ　ス　タ　ン	△ 39	2	55	(6月) 433	397
セ　イ　ロ　ン	0	△ 5	12	(4月) 97	211
印　度　ネ　シ　ア	△198	△ 35		(62年) 104	307
マ　ラ　ヤ	68	46	1	(5月) 905	488
フィ　リ　ピ　ン	△ 88	6	7	(5月) 147	224
	(△ 14)	(1)	(△ 3)	(62)	(69)
タ　イ	83	61	53	(6月) 557	301
ビ　ル　マ	△ 13	47	△ 27	(5月) 132	92
南　ベ　ト　ナ　ム	△ 41	△ 22	8	(4月) 161	125
台　湾	11	△ 23	46	(5月) 170	79
韓　国	50	△ 40	△ 44	(5月) 123	96
合　計	△172	△ 90	242	3,472	4,186

(注) 1. 政府、中央銀行の金・外貨保有高。ただしフィリピンのみは商業銀行の大幅保有が認められているのでその分を加えた。
カッコ内は商業銀行保有分。

2. タイは商業銀行保有分を含めた外貨純資産から推定した。